



2022年3月11日  
第155号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集情宣担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

## 横地申 第31号 適正な過半数代表者の選出を求める 緊急申し入れ 団体交渉を行う！ ①

【1項】2022年1月28日付で掲出の掲示「過半数代表者の選出について」において、「特に、投票の秘密の確保は重要であり、過半数代表者の選出に際して、特定の候補者への投票を強要されることや、投票行動を非難されたり、事前・事後にかかわらず、投票内容について他の社員から執拗に聴取される等、社員一人ひとりの自由意志の表明を制約しかねない行為については、法令上も決して許されるものではありません。」と記載されている。過半数代表者の選出については、各事業場における労働者の過半数に信任されなければならず、法令上「労働者の話し合い」による選出が最も望ましいが、上記掲示の文言は「労働者の話し合い」が法令違反であるかのような表記であり、労働者に誤った認識を与えかねない。労働基準法施行規則第6条の2第1項にあるように、法令違反となるのは「使用者の意向によって選出された者」であり、労働者であっても管理監督者たる現場長を含む管理者によって投票内容を聴取されることが、「使用者の意向」が入り込むものであり、自由意志の表明を制約するものであると考える。したがって、労働者に誤解を招きかねない表記を是正すること。

【会社回答】掲示の内容については、全ての社員へ過半数代表者の重要な役割及びその選出の意義を伝えているものであり、自由意思の表明を制約するものではない。なお、過半数代表者の選出に係る手続きについては、法令に則り、客観的に公平かつ適正な方法で実施しているところである。

組合	会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>1月28日付「過半数代表者の選出について」という掲示は、どういう意図で貼りだしたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過半数代表者の意義と大事さを伝えなかった。他機関（他支社）で後日投票結果を執拗に聞かれ、誰に投票してというような強要があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>誰に向けてなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員向けである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「法令上も決して許されるものではない」とは、どの法令を指して言っているのか。</li> <li>労働基準法施行規則第6条の2第1項に書かれているのは、「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」という記載がある。また、労働者であっても管理監督者たる現場長を含む管理者からの投票内容の聴取が、「使用者の意向」が入り込むことから自由意志の表明の制約につながると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法施行規則第6条の2第1項に書かれている。</li> <li><b>平和裏に「誰に入れて」や「誰に入れたの？」というようなものは問題ない。</b>あくまでも強制的に「誰に入れろ」や「誰に入れた？」というようなものが問題。「強要」や「執拗に」を問題にしており、<b>労働者間の話し合いは問題ない。</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者同志の話し合いについて法令違反のように受け取れる。 <b>確認！</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>そのような認識はない。誰を応援して欲しいというようなことや話し合いについては問題ない。</b>他機関で強要されたりというような事象があったので文章を出した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自由意志というのは、投票しないということも自由意志として認められるので良いのか。また、休職者や職場に来られない社員に対して、電話で投票して欲しいということがやられている。棄権するという意志表示した社員に対して、電話で投票を行ったかの確認の電話が来ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由意志はそのまま、投票しないというのもその1つ。過半数代表者の重要性から、休職者や職場に来られない社員に対して、郵送で過半数代表者選挙のお知らせは行っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>この掲示について、受け取り手が委縮する可能性があり、誤解を招く可能性があるため、掲示を取り下げるか文言などの付け足しか修正を要求する。</li> <li>ダイヤ改正に伴い新しく発足する湘南相模統括センターと桜木町営業統括センターがあるので、対応すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>現時点でこの掲示について問題があるとは考えていない。</b>来年以降に今回の意見も踏まえた上で誤解のないような文章になるよう参考にさせてもらいたい。</li> <li>過半数代表者選挙が終了したところでは掲示がはがされているのではないかと。今回新しく発足する湘南相模統括センターと桜木町営業統括センターについてはこれから過半数代表者選挙が始まる。現場長などに「話し合いについて」の質問が来た際には、誤解のないように伝えるようにしていく。</li> </ul>

**対立！！**

**誤解を招く表記は即刻是正すべき！！**

②に続く